

株価指数先物取引説明書

東証株価指数先物取引
S & P / TOPIX 150 先物取引
日経株価指数 300 先物取引
日経平均株価先物取引
(ミニ日経 225 先物取引を含む)
MSCI JAPAN 先物取引
Russell/Nomura Prime インデックス先物取引
東証業種別株価指数先物取引
大証業種別株価指数先物取引

株価指数先物取引は、その取引の仕組みや特徴がこれまでの有価証券の売買とは異なったものとなっております。また、株価指数先物の価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失を被ることがあります。

したがって、株価指数先物取引を行うに当たっては、本説明書の内容を十分に理解したうえで、投資者の資力、投資経験及び投資目的に照らして行うことが肝要です。

※この説明書は、証券取引法第 40 条の規定により作成したものです。

◇ 株価指数先物取引のリスクについて ◇

株価指数先物の価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失を被ることがあります。また、株価指数先物取引は、小額の証拠金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失を被る危険性を有しています。したがって、株価指数先物取引の開始に当たっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- (1) 市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、比較的短期間のうちに証拠金の大部分又はそのすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されません。
- (2) 株価指数先物取引の相場の変動により計算上の損失額(計算上の利益の払出額を含みます。)が発生したときは、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となります。
- (3) 所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。
- (4) 取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合には、証拠金額の引上げや証拠金の有価証券による代用の制限等の規制措置が取られることがあります。そのため、証拠金の追加差入れ又は追加預託や代用有価証券と現金の差換え等が必要となる場合があります。
- (5) 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場の値段が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- (6) 市場の状況によっては、証券取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

このように株価指数先物取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険性を合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みや危険性について十分な研究を行うとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

◇ 株価指数先物取引の仕組みについて ◇

東証株価指数先物取引及び S&P/TOPIX150 先物取引は、東京証券取引所が、日経株価指数 300 先物取引、日経平均株価先物取引(ミニ日経 225 先物取引を含む)、MSCI JAPAN 先物取引及び Russell/Nomura Prime インデックス先物取引は、大阪証券取引所が定める規則に従って行います。

■ 取引の方法

(1) 取引の期限

東証株価指数先物取引、S&P/TOPIX150 先物取引、日経株価指数 300 先物取引、日経平均株価先物取引(ミニ日経 225 先物取引を含む)、MSCI JAPAN 先物取引及び Russell/Nomura Prime インデックス先物取引は、3月、6月、9月、12月の第二金曜日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)を取引最終日とする取引(限月取引といいます。)に区分して行います。

また、直近の限月取引の取引最終日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)が新しい限月取引の開始日となります。

(2) 呼値の単位及び取引単位等

- ① 東証株価指数先物取引の呼値は、0.5 ポイント刻みで行います。また、取引単位は、東証株価指数の1万倍です。例えば 2,000 ポイントで取引が成立した場合、1単位の約定価額は 2,000 万円となります。
- ② S&P/TOPIX150 先物取引の呼値は、0.5 ポイント刻みで行います。また、取引単位は、S&P/TOPIX150 の1千倍です。例えば 2,000 ポイントで取引が成立した場合、1単位の約定価額は 200 万円となります。
- ③ 日経株価指数 300 先物取引の呼値は、0.1 ポイント刻みで行います。また、取引単位は、日経株価指数 300 の1万倍です。例えば 300 ポイントで取引が成立した場合、1単位の約定価額は 300 万円となります。
- ④ 日経平均株価先物取引の呼値は、10 円刻みで行います。また、取引単位は、日経平均株価の1千倍です。例えば 25,000 円で取引が成立した場合、1単位の約定価額は 2,500 万円となります。ただし、ミニ日経 225 先物取引の呼値は、5円刻みで行い、取引単位は、日経平均株価の 100 倍です。例えば 25,000 円で取引が成立した場合、1単位の約定価額は 250 万円となります。
- ⑤ MSCI JAPAN 先物取引の呼値は、0.5 ポイント刻みで行います。また、取引単位は、MSCI JAPAN の1万倍です。例えば 700 ポイントで取引が成立した場合、1単位の約定価額は 700 万円となります。
- ⑥ Russell/Nomura Prime インデックス先物取引の呼値は、0.5 ポイント刻みで行います。また、取引単位は、Russell/Nomura Prime インデックスの1万倍です。例えば、800 ポイントで取引が成立した場合、1単位の約定価額は 800 万円となります。

東証株価指数先物取引、日経株価指数 300 先物取引、日経平均株価先物取引(ミニ日経 225 先物取引を含む)及び Russell/Nomura Prime インデックス先物取引は、二つの限月取引のうち一方の限月取引の売付けと他方の限月取引の買付けを同時に行う取引(限月間スプレッド取引)ができます。

(3) 制限値幅

相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、基準値段(原則として、前日の清算指数。)から、東証株価指数先物取引及び S&P/TOPIX150 先物取引については上下5%程度の制限値幅(1日に変動し得る値幅)を、日経株価指数 300 先物取引、日経平均株価先物取引(ミニ日経 225 先物取引を含む)、MSCI JAPAN 先物取引及び Russell/Nomura Prime インデックス先物取引については上下 16%程度の制限値幅を設けています。

(4) 取引の一時中断

株価指数先物取引の各限月取引において先物価格が現物指数に著しく先行して、上昇又は下落(制限値幅の2/3程度。日経株価指数 300 先物取引、日経平均株価先物取引(ミニ日経 225 先物取引を含む)、MSCI JAPAN 先物取引及び Russell/Nomura Prime インデックス先物取引については、制限値幅の 1/2。)する場合には、取引を一時中断(15 分間)する制度を設けています。

(5) 取引規制

証券取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。

- a. 制限値幅の縮小
- b. 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ
- c. 証拠金額の引上げ
- d. 証拠金の有価証券による代用の制限
- e. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- f. 先物取引の制限又は禁止
- g. 建玉制限

(6) 立会外取引

東証株価指数先物取引、S&P/TOPIX 150 先物取引、日経株価指数 300 先物取引、日経平均株価先物取引(ミニ日経 225 先物取引を含む)、MSCI JAPAN 先物取引及び Russell/Nomura Prime インデックス先物取引においては、立会外取引(証券取引所の取引参加者が、立会によらずに、同一限月取引において、売付けと買付けを同時に行う株価指数先物取引及び売方取引参加者と買方取引参加者が、当該両者間で取引を成立させることを目的としてそれぞれ売付け又は買付けを行う株価指数先物取引をいいます。)により、売付け又は買付けを行うことができます(平成 18 年 11 月現在、当社では立会外取引の取扱いをおこなっていません)。

① 値段

原則として、以下の範囲内で立会外取引を申し込むことができます。

- a. 東証株価指数先物取引、S&P/TOPIX 150 先物取引、日経株価指数 300 先物取引、MSCI JAPAN 先物取引及び Russell/Nomura Prime インデックス先物取引
立会による直前の約定指数を基準として上下5%の範囲内で 0.1 ポイント刻みの値段又は

取引高加重平均価格若しくは当該価格に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段で0.1ポイント刻みの値段

- b. 日経平均株価先物取引(ミニ日経 225 先物取引を含む)

立会による直前の約定指数を基準として上下5%の範囲内で1円刻みの値段又は売買高加重平均価格若しくは当該価格に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段で1円刻みの値段

② 数量

以下の数量で立会外取引を申し込むことができます。

- a. 東証株価指数先物取引、S&P/TOPIX150 先物取引、日経平均株価先物取引、MSCI JAPAN 先物取引及び Russell/Nomura Prime インデックス先物取引

100 単位以上(ただし、ミニ日経 225 先物取引については、1,000 単位以上)

- b. 日経株価指数 300 先物取引

500 単位以上

■ 決済の方法

東証株価指数先物取引、S&P/TOPIX150 先物取引、日経株価指数 300 先物取引、日経平均株価先物取引(ミニ日経 225 先物取引を含む)、MSCI JAPAN 先物取引及び Russell/Nomura Prime インデックス先物取引の決済には、転売又は買戻しを行うことにより、新規の売付け又は買付けを行ったときの約定指数と転売又は買戻しを行ったときの約定指数との差に相当する金銭を授受する方法(反対取引による決済といいます。)と、取引最終日まで転売又は買戻しを行わずに、新規の売付け又は買付けを行ったときの約定指数と最終清算指数(取引最終日の翌日の株価指数対象各銘柄の始値に基づいて算出する特別な指数)との差に相当する金銭を授受する方法(最終決済といいます。)の2つがあります。

■ 証拠金

(1) 証拠金の差入れ又は預託

証拠金は、次のように算出された総額の不足額又は現金の不足額のいずれか大きな額以上の額を、不足額が生じた日の翌日(顧客が非居住者の場合は不足額が生じた日から起算して3日目の日)までの証券会社が指定する日時までに差入れ又は預託しなければなりません。

なお、証拠金は有価証券による代用が可能ですが、現金不足額に相当する額の証拠金は、必ず現金で差入れ又は預託しなければなりません(平成 18 年 11 月現在、当社は有価証券による代用を認めておりません)。

※ 先物・オプション取引口座ごとに計算します。

○ 総額の不足額

受入証拠金の総額が証拠金所要額を下回っている場合の差額

○ 現金不足額

証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と顧客の現金支払予定額との差額

a. 証拠金所要額

同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の①から②を差し引いて得た額となります。

① SPAN証拠金額

SPAN証拠金額は、先物・オプション取引の建玉について、SPAN[®]により計算した証拠金額です。

※ 先物・オプション取引とは、国債先物取引、国債先物オプション取引、株価指数先物取引、株価指数オプション取引及び株券オプション取引をいいます。

※ 先物・オプション取引口座は、証券取引所ごとに設定します。

※ SPAN[®]とは、Chicago Mercantile Exchange が開発した証拠金計算方法で、The Standard Portfolio Analysis of Risk の略です。先物・オプション取引全体の建玉から生じるリスクに応じて証拠金額が計算されます。

② ネット・オプション価値の総額

ネット・オプション価値の総額は、買オプション価値の総額から売オプション価値の総額を差し引いて得た額です。買オプション価値及び売オプション価値は、次のとおりです。

買オプション価値の総額

: 買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算値段を 1 単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額

売オプション価値の総額

: 売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算値段を 1 単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額

※ オプション取引とは、国債先物オプション取引、株価指数オプション取引及び株券オプション取引をいいます。

※ 清算値段は、清算機関が定める理論価格とします。

(東京証券取引所における株価指数先物取引の清算機関は株式会社日本証券クリアリング機構、大阪証券取引所における株価指数先物取引の清算機関は大阪証券取引所となっています。)

b. 受入証拠金の総額

証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額 + 代用有価証券の額 (有価証券の時価 × 掛目) ± 顧客の現金授受予定額

※ 顧客の現金授受 (受領又は支払) 予定額

・計算上の損益(利益又は損失)額(先物取引の相場の変動に基づく損益額－計算上の利益の払出額)±顧客との間で授受を終了していない先物取引の決済損益額±顧客との間で授受を終了していないオプション取引の取引代金－顧客の負担すべきもので証券会社が必要と認める額

＊先物取引の相場の変動に基づく損益額は、新規の売付け又は買付けに係る約定指数と前日の清算指数との差額に基づき算出されます。なお、同じ証券取引所において取引されている先物取引を、同じ先物・オプション取引口座において行っている場合には、その損益額を含みます。

ただし、国内の他の証券取引所における先物・オプション取引について差し入れ又は預託している証拠金に余剰額がある場合には、差し入れ又は預託が必要な証拠金の額からその余剰額を差し引くことができます。

なお、証拠金所要額は清算機関の規則に定められた最低基準であり、実際の額は各証券会社が定めます。また、証券会社から証拠金の差し入れ又は預託の請求があった場合、速やかにその差し入れ又は預託を行わなければ、証券会社は、その建玉について顧客の計算で反対売買を行い決済することができます。

更に、差し入れ又は預託した証拠金(顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。)は、委託分の取引証拠金として、清算機関にそのまま預託(直接預託)されるか、顧客の同意があればその全部又は一部が証券会社の有する金銭又は有価証券に差し換えられて清算機関に預託(差換預託)されることとなります。

(2) 計算上の利益の払出し

計算上の利益額に相当する額の金銭については、受入証拠金の総額が証拠金所要額を上回っているときの差額を限度として、委託している証券会社に請求することにより、払出しを受けることができます。

なお、計算上の利益の払出しを行っている場合には、建玉を決済したときの利益額と相殺されません。

■ 取引参加者破綻時等の建玉の処理について

証券取引所の取引参加者に支払不能等の事由が発生した場合には、原則として証券取引所が支払不能による売買停止等の措置を講じ、その時に有している建玉については次の処理が行われます。

(1) 他の取引参加者に移管する場合

移管しようとする場合は、証券取引所が指定した取引参加者に対して顧客が移管の申込みを行い、承諾を得る必要があります。また、移管先の取引参加者に先物・オプション取引口座を設定する必要があります。

(2) 移管せずに転売・買戻しを行う場合

支払不能による売買停止等の措置を受けた取引参加者に転売・買戻しを指示することによって行うこととなります。

(3) 証券取引所が指定する日時までに(1)(2)いずれも行われえない場合

顧客の計算で転売・買戻しが行われます。

なお、差し入れ又は預託した証拠金(顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。)は委託分の取引証拠金として清算機関に直接預託又は差換預託されておりますので、当該取引証拠金については、その範囲内で清算機関の規則に定めるところにより、移管先の取引参加者又は清算機関から返還を受けることができます。

■ 東証業種別株価指数先物取引の仕組み

(注)東京証券取引所が特定業種の銘柄を対象に算出する株価指数を取引対象として行う株価指数先物取引を「東証業種別株価指数先物取引」と言います。

東証業種別株価指数先物取引は、東京証券取引所が定める規則に従って行います。現在上場されている東証業種別株価指数は、以下のとおりです。

- ・ 東証電気機器株価指数
- ・ 東証輸送用機器株価指数
- ・ 東証銀行業株価指数

東証業種別株価指数先物取引の仕組みは、以下に記載する点を除き、東証株価指数先物取引と同様です。

○ 呼値の単位及び取引単位等

東証電気機器株価指数先物取引及び東証輸送用機器株価指数先物取引の呼値は、0.5 ポイント刻みで、東証銀行業株価指数先物取引の呼値は、0.1 ポイント刻みで行います。

また、取引単位は、取引対象株価指数の1万倍です。

東証業種別株価指数先物取引については、限月間スプレット取引は行えません。

■ 大証業種別株価指数先物取引の仕組み

(注)東京証券取引所における市場第一部銘柄のうち特定の業種に属する銘柄の中から、大阪証券取引所が選定する銘柄を対象に算出する業種別株価指数を取引対象として行う株価指数先物取引を

「大証業種別株価指数先物取引」と言います。

大証業種別株価指数先物取引は、大阪証券取引所が定める規則に従って行います。現在上場されている大証業種別株価指数は、以下のとおりです。

- ・ ハイテク指数(電気機器及び精密機器から選定した銘柄で構成される指数)
- ・ フィナンシャル指数(銀行業から選定した銘柄で構成される指数)
- ・ コンシューマー指数(小売業及びサービス業から選定した銘柄で構成される指数)

大証業種別株価指数先物取引の仕組みは、以下に記載する点を除き、日経平均株価先物取引と同様です。

○ 呼値の単位等

大証業種別株価指数先物取引の呼値は、5円刻みで行います。

大証業種別株価指数先物取引については、限月間スプレット取引は行えません。

◇ 取引内容・残高の御確認について ◇

注文された株価指数先物取引が成立すると、その内容を御確認いただくため、証券会社から「取引報告書」が交付されます。

また、株価指数先物取引が成立した後、その建玉が決済されるまでの間、建玉の内容を御確認いただくため、証券会社から毎月「取引残高報告書」が交付されます。

この「取引報告書」、「取引残高報告書」、「照合通知書」の内容を、必ず御確認下さい。

万一、記載内容が相違しているときは、速やかにその証券会社のへ直接御連絡下さい。

(注)証券会社によっては、「照合通知書」を「先物取引に関する通知書」の送付と同一の時期に送付する場合、照合通知書の記載事項のうち、「先物取引にかかる未決済勘定」については省略することがあります。

平成 18 年 11 月
GMO インターネット証券株式会社